

【表紙】

| | |
|--------------------------------------|-----------------------------|
| 【提出書類】 | 有価証券届出書の訂正届出書 |
| 【提出先】 | 関東財務局長殿 |
| 【提出日】 | 平成24年3月15日 |
| 【発行者名】 | ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社 |
| 【代表者の役職氏名】 | 代表取締役社長 関崎 司 |
| 【本店の所在の場所】 | 東京都千代田区永田町二丁目11番1号 山王パークタワー |
| 【事務連絡者氏名】 | 藤原 規晃 |
| 【電話番号】 | 03(5156)5000 |
| 【届出の対象とした募集内国投資信託 受益証券に係るファンドの名称】 | DWS ロシア株式ファンド |
| 【届出の対象とした募集内国投資信託 受益証券の金額】 | 1兆円を上限とします。 |
| 【縦覧に供する場所】 | 該当事項はありません。 |

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

本日、有価証券報告書の提出に伴い、平成23年9月15日付をもって提出した有価証券届出書の関係情報を新たな情報により訂正するため、また、記載事項の一部訂正を行うため本訂正届出書を提出するものです。

2【訂正の内容】

下線部__は訂正部分を示します。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

<訂正前>

(前略)

ファンドの特色

2. マザーファンドに係る運用指図に関する権限を、DWSインベストメントGmbHに委託します。

(中略)



2011年7月末現在

(中略)

< DWS の概要 >

(中略)

運用資産残高 : ドイツ国内 約1,491億ユーロ⁴ グローバル 約2,830億ユーロ⁵

(中略)

1 2010年12月末現在

(中略)

4 DWSを含めたドイツ銀行グループの運用資産残高ベース（外国籍ファンドを含む）

2011年3月末現在、出所：ドイツ投資信託協会(BVI)

5 ドイツ国内を含む2011年3月末現在

(中略)

< 参考指数について >

MSCIロシア 10/40（税引後配当込み 円換算ベース）を参考指数とします。

当ファンドは参考指数に対して一定の投資成果をあげることを目標とするものではなく、実際の運用成果は参考指数と乖離する場合があります。なお、参考指数は委託会社の判断により予告なく変更される場合があります。

(以下略)

<訂正後>

(前略)

ファンドの特色

2. マザーファンドに係る運用指図に関する権限を、DWSインベストメントGmbHに委託します。

(中略)



2012年1月末現在

(中略)

< DWS の概要 >

(中略)

運用資産残高 : ドイツ国内 約1,300億ユーロ⁴ グローバル 約2,560億ユーロ⁵

(中略)

1 2010年12月末現在

(中略)

4 DWSを含めたドイツ銀行グループの運用資産残高ベース（外国籍ファンドを含む）

2011年9月末現在、出所：ドイツ投資信託協会(BVI)

5 ドイツ国内を含む2011年9月末現在

(中略)

< 参考指数について >

MSCIロシア 10/40（税引後配当込み 円換算ベース）を参考指数とします。

当ファンドは参考指数に対して一定の運用成果をあげることが目標とするものではなく、実際の運用成果は参考指数と乖離する場合があります。なお、参考指数は委託会社の判断により予告なく変更される場合があります。

(以下略)

(3) 【ファンドの仕組み】

< 訂正前 >

(前略)

委託会社の概況

a . 資本金の額（2011年7月末現在）

(中略)

c . 大株主の状況（2011年7月末現在）

(以下略)

< 訂正後 >

(前略)

委託会社の概況

a . 資本金の額（2012年1月末現在）

(中略)

c . 大株主の状況（2012年1月末現在）

(以下略)

2【投資方針】

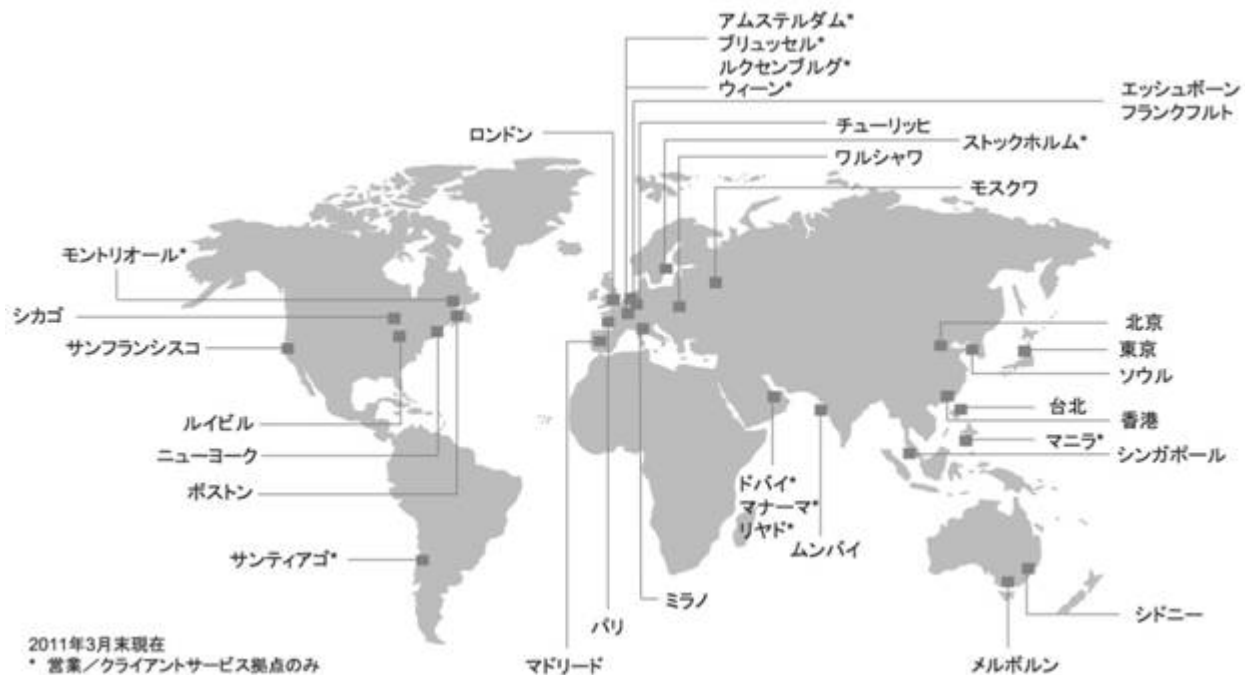
(3)【運用体制】

<訂正前>

（前略）

ドイチェ・アセット・マネジメント・グループの概要

ドイツ銀行グループの一員として、世界30都市以上に拠点を構え、総勢800人のファンド・マネジャー及びリサーチ・スペシャリスト等の投資プロフェッショナルが緊密なチーム体制のもとグローバルな観点から調査・分析、運用業務を推進しています。



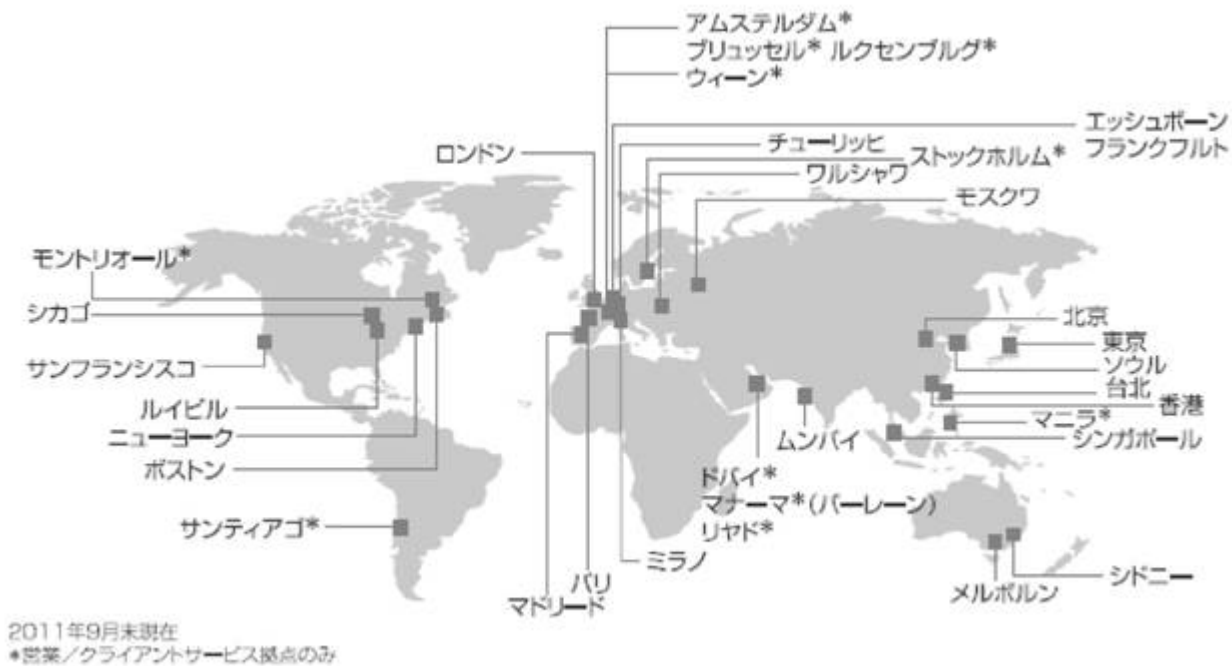
（注）運用体制は、今後変更となる場合があります。

<訂正後>

（前略）

ドイチェ・アセット・マネジメント・グループの概要

ドイツ銀行グループの一員として、世界30都市以上に拠点を構え、800人以上のファンド・マネジャー及びリサーチ・スペシャリスト等の投資プロフェッショナルが緊密なチーム体制のもとグローバルな観点から調査・分析、運用業務を推進しています。



（注）運用体制は、今後変更となる場合があります。

3【投資リスク】

<訂正前>

(1) 当ファンドの主なリスク及び留意点

（中略）

その他の留意点

- ・ロシア株式への直接投資にあたっては、現地の法制度の制約により、証券の保管が日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（株式会社りそな銀行（受託会社）の再信託受託会社）名義による混蔵保管となります。また、石油等の資源株については、外国人保有株数制限が課されております。当ファンド単独では上限を超過していない場合でも、当該制限を受けることがあります。（2011年7月末現在）

（中略）

- ・当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

（以下略）

<訂正後>

(1) 当ファンドの主なリスク及び留意点

（中略）

その他の留意点

- ・ロシア株式への直接投資にあたっては、現地の法制度の制約により、証券の保管が日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（株式会社りそな銀行（受託会社）の再信託受託会社）名義による混蔵保管となります。また、石油等の資源株については、外国人保有株数制限が課されております。当ファンド単独では上限を超過していない場合でも、当該制限を受けることがあります。（2012年1月末現在）

（中略）

- ・当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

- ・分配金は純資産総額から支払われるため、分配金支払い後は純資産総額が減少し、基準価額が下落する要因となります。分配金は計算期間中に得られた収益を超えて支払われる場合があるため、分配金の水準は必ずしも当該計算期間における運用成果等を示すものではありません。投資者のファンドの取得価額によっては、支払われた分配金が実質的には元本の払い戻しとなる場合があります。

（以下略）

4【手数料等及び税金】

(5)【課税上の取扱い】

<訂正前>

日本の居住者（法人を含みます。）である受益者に対する課税については、以下の取扱いとなります。

個別元本方式について

（中略）

受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「特別分配金」については下記「収益分配金について」をご参照下さい。）

収益分配金について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「特別分配金」（受益者の元本の一部払戻しに相当する部分）の区別があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、（ ）当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、（ ）当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が特別分配金となり、当該収益分配金から当該特別分配金を控除した額が普通分配金となります。

課税の取扱いについて

以下の内容は平成23年7月末現在の税法に基づくものであり、税法が改正された場合等には内容が変更されることがあります。

a．個人の受益者に対する課税

（中略）

収益分配金のうち、所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、特別分配金は課税されません。また、配当控除の適用はありません。

b．法人の受益者に対する課税

（中略）

収益分配金のうち、所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、特別分配金は課税されません。また、益金不算入制度は適用されません。

1 税率は平成26年1月1日から20%（所得税15%及び地方税5%）となる予定です。

2 税率は平成26年1月1日から15%（所得税のみ）となる予定です。

（以下略）

<訂正後>

日本の居住者（法人を含みます。）である受益者に対する課税については、以下の取扱いとなります。

個別元本方式について

（中略）

受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「元本払戻金（特別分配金）」については下記「収益分配金について」をご参照下さい。）

収益分配金について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者の元本の一部払戻しに相当する部分）の区別があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、（ ）当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、（ ）当該収益分配

金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金(特別分配金)となり、当該収益分配金から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が普通分配金となります。

課税の取扱いについて

以下の内容は平成24年1月末現在の税法に基づくものであり、税法が改正された場合等には内容が変更されることがあります。

a. 個人の受益者に対する課税

(中略)

収益分配金のうち、所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金(特別分配金)は課税されません。また、配当控除の適用はありません。

b. 法人の受益者に対する課税

(中略)

収益分配金のうち、所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金(特別分配金)は課税されません。また、益金不算入制度は適用されません。

1 税率は、平成25年1月1日から平成25年12月31日までは10.147% (所得税7.147%及び地方税3%)、平成26年1月1日から平成49年12月31日までは20.315% (所得税15.315%及び地方税5%)となる予定です。

2 税率は、平成25年1月1日から平成25年12月31日までは7.147% (所得税のみ)、平成26年1月1日から平成49年12月31日までは15.315% (所得税のみ)となる予定です。

(以下略)

5【運用状況】

本項を以下の記載内容に更新・訂正します。

<更新・訂正後>

(1)【投資状況】

「DWS ロシア株式ファンド」

(平成23年12月30日現在)

| 資産の種類 | 地域別(国名) | 時価合計(円) | 投資比率(%) |
|---------------------------|---------|---------------|---------|
| 親投資信託受益証券 | 日本 | 2,138,233,347 | 100.37 |
| コール・ローン・その他の資産 (負債控除後) | - | 7,959,136 | 0.37 |
| 合計(純資産総額) | - | 2,130,274,211 | 100.00 |

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(参考情報)

「DWS ロシア株式マザーファンド」

(平成23年12月30日現在)

| 資産の種類 | 地域別(国名) | 時価合計(円) | 投資比率(%) |
|---------------------------|---------|---------------|---------|
| 株式 | オランダ | 26,377,182 | 1.23 |
| | ロシア | 2,061,988,556 | 96.44 |
| | 小計 | 2,088,365,738 | 97.67 |
| コール・ローン・その他の資産 (負債控除後) | - | 49,712,511 | 2.33 |
| 合計(純資産総額) | - | 2,138,078,249 | 100.00 |

(注) 投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

「DWS ロシア株式ファンド」

<評価額(全銘柄)>

(平成23年12月30日現在)

| 国/地域 | 種類 | 銘柄名 | 数量(口) | 簿価単価 評価単価 (円) | 簿価金額 評価金額 (円) | 投資 比率 (%) |
|------|---------------|----------------------|---------------|---------------------|--------------------------------|-----------------|
| 日本 | 親投資信託 受益証券 | DWS ロシア株式 マザーファンド | 4,510,089,321 | 0.4761 0.4741 | 2,147,262,256 2,138,233,347 | 100.37 |

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率をいいます。

<種類別投資比率>

(平成23年12月30日現在)

| 種類 | 国内/外国 | 投資比率(%) |
|-----------|-------|---------|
| 親投資信託受益証券 | 国内 | 100.37 |
| 合計 | - | 100.37 |

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類別の評価金額の比率をいいます。

(参考情報)

「DWS ロシア株式マザーファンド」

<評価額(上位30銘柄)>

(平成23年12月30日現在)

| 国/地域 | 種類 | 銘柄名 | 業種 | 数量 (株数) | 簿価単価 評価単価 (円) | 簿価金額 評価金額 (円) | 投資 比率 (%) |
|------|----|---------------------------------|-----------------|-------------|--------------------------|----------------------------|-----------------|
| ロシア | 株式 | OA0 GAZPROM SPON ADR | エネルギー | 235,000 | 1,107.79 824.82 | 260,331,825 193,833,029 | 9.07 |
| ロシア | 株式 | LUKOIL-SPON ADR | エネルギー | 45,000 | 4,833.09 4,088.34 | 217,489,311 183,975,597 | 8.60 |
| ロシア | 株式 | NOVATEK OA0-SPONS GDR REG S | エネルギー | 18,000 | 10,792.24 9,600.89 | 194,260,447 172,816,020 | 8.08 |
| ロシア | 株式 | SBERBANK-SPONSORED ADR | 銀行 | 210,000 | 1,100.79 768.45 | 231,167,664 161,376,579 | 7.55 |
| ロシア | 株式 | MAGNIT OJSC-SPON GDR REGS | 食品・生活必需品 小売り | 65,000 | 1,964.20 1,599.11 | 127,673,396 103,942,267 | 4.86 |
| ロシア | 株式 | TATNEFT-SPONSORED REGS GDR | エネルギー | 42,000 | 2,806.41 2,231.13 | 117,869,388 93,707,796 | 4.38 |
| ロシア | 株式 | OA0 ROSNEFT OIL CO-GDR | エネルギー | 180,000 | 685.66 510.75 | 123,420,024 91,935,324 | 4.30 |
| ロシア | 株式 | RUSHYDRO-SP ADR REG S | 公益事業 | 360,000 | 391.80 235.24 | 141,051,456 84,686,846 | 3.96 |
| ロシア | 株式 | ROSTELECOM | 電気通信サービス | 245,000 | 415.76 345.16 | 101,862,578 84,565,572 | 3.96 |
| ロシア | 株式 | TRANSNEFT-PFD-CLS | エネルギー | 700 | 120,885.70 116,610.00 | 84,619,990 81,627,000 | 3.82 |
| ロシア | 株式 | SEVERSTAL-GDR REG S | 素材 | 85,343 | 1,347.12 876.90 | 114,967,987 74,837,891 | 3.50 |
| ロシア | 株式 | MMC NORILSK NICKEL JSC-ADR | 素材 | 60,000 | 1,794.24 1,189.42 | 107,654,973 71,365,320 | 3.34 |
| ロシア | 株式 | VTB BANK OJSC-GDR-REG S | 銀行 | 240,000 | 432.70 279.78 | 103,848,823 67,148,702 | 3.14 |
| ロシア | 株式 | FEDERAL GRID CO UNIFIED-CLS | 公益事業 | 80,000,000 | 0.77 0.80 | 62,192,000 64,244,336 | 3.00 |
| ロシア | 株式 | SURGUTNEFTEGAZ-SP ADR | エネルギー | 105,000 | 697.32 602.48 | 73,219,419 63,260,925 | 2.96 |
| ロシア | 株式 | MOBILE TELESYSTEMS-SP ADR | 電気通信サービス | 55,000 | 1,480.94 1,118.67 | 81,452,085 61,527,323 | 2.88 |
| ロシア | 株式 | SISTEMA JSFC-REG S SPONS GDR | 電気通信サービス | 45,000 | 1,886.30 1,281.15 | 84,883,528 57,651,984 | 2.70 |
| ロシア | 株式 | URALKALI-SPON GDR | 素材 | 18,000 | 3,530.95 2,793.97 | 63,557,114 50,291,560 | 2.35 |
| ロシア | 株式 | SURGUTNEFTEGAZ-SP ADR PREF | エネルギー | 100,000 | 406.58 394.14 | 40,658,020 39,414,180 | 1.84 |
| ロシア | 株式 | NOVOLIPET STEEL-GDR REG S | 素材 | 25,000 | 2,022.80 1,515.93 | 50,570,063 37,898,250 | 1.77 |
| ロシア | 株式 | INTER RAO UES-CLS | 公益事業 | 400,000,000 | 0.04 0.08 | 18,424,242 32,650,800 | 1.53 |
| オランダ | 株式 | X 5 RETAIL GROUP NV-REGS GDR | 食品・生活必需品 小売り | 15,000 | 1,601.53 1,758.47 | 24,022,966 26,377,182 | 1.23 |
| ロシア | 株式 | MECHEL OA0-ADR | 素材 | 40,000 | 1,413.54 649.90 | 56,541,701 25,996,256 | 1.22 |
| ロシア | 株式 | E.ON RUSSIA JSC | 公益事業 | 4,331,905 | 6.21 5.18 | 26,940,983 22,462,044 | 1.05 |
| ロシア | 株式 | MMC NORILSK NICKEL-\$ | 素材 | 1,781 | 17,381.10 12,321.78 | 30,955,755 21,945,107 | 1.03 |
| ロシア | 株式 | SBERBANK-PFD-CLS | 銀行 | 125,000 | 198.04 174.91 | 24,755,331 21,864,375 | 1.02 |
| ロシア | 株式 | SURGUTNEFTEGAS-PFD-CLS | エネルギー | 550,000 | 41.04 39.64 | 22,575,696 21,805,214 | 1.02 |
| ロシア | 株式 | IDGC HOLDING JSC | 公益事業 | 3,477,011 | 7.68 5.98 | 26,714,788 20,813,317 | 0.97 |
| ロシア | 株式 | LSR GROUP OJSC-GDR REGS | 不動産 | 75,000 | 621.14 255.53 | 46,585,695 19,164,853 | 0.90 |
| ロシア | 株式 | ROSTELECOM-PFD \$US | 電気通信サービス | 70,000 | 242.73 248.29 | 16,991,477 17,380,782 | 0.81 |

(注) 投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率をいいます。

< 種類別及び業種別投資比率 >

(平成23年12月30日現在)

| 種類 | 国内 / 外国 | 業種 | 投資比率 (%) |
|----|---------|-------------|----------|
| 株式 | 外国 | エネルギー | 44.28 |
| | | 素材 | 13.83 |
| | | 食品・生活必需品小売り | 6.10 |
| | | 銀行 | 11.71 |
| | | 不動産 | 0.90 |
| | | 電気通信サービス | 10.34 |
| | | 公益事業 | 10.52 |
| | | 小計 | 97.67 |
| 合計 | | | 97.67 |

(注) 投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する当該種類別及び業種別の評価金額の比率をいいます。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

| 計算期間末 または各月末 | 純資産総額 (百万円) (分配落) | 純資産総額 (百万円) (分配付) | 1口当たり 純資産額(円) (分配落) | 1口当たり 純資産額(円) (分配付) |
|------------------------|-------------------------|-------------------------|---------------------------|---------------------------|
| 第 1 期 (平成20年12月15日) | 1,488 | 1,488 | 0.2456 | 0.2456 |
| 第 2 期 (平成21年 6月15日) | 3,148 | 3,148 | 0.4356 | 0.4356 |
| 第 3 期 (平成21年12月15日) | 3,881 | 3,881 | 0.5155 | 0.5155 |
| 第 4 期 (平成22年 6月15日) | 4,003 | 4,003 | 0.5419 | 0.5419 |
| 第 5 期 (平成22年12月15日) | 3,911 | 3,911 | 0.6345 | 0.6345 |
| 第 6 期 (平成23年 6月15日) | 3,631 | 3,631 | 0.6679 | 0.6679 |
| 第 7 期 (平成23年12月15日) | 2,154 | 2,154 | 0.4451 | 0.4451 |
| 平成22年12月末 | 3,814 | - | 0.6289 | - |
| 平成23年 1月末 | 3,873 | - | 0.6644 | - |
| 平成23年 2月末 | 3,876 | - | 0.6732 | - |
| 平成23年 3月末 | 4,064 | - | 0.7234 | - |
| 平成23年 4月末 | 3,787 | - | 0.7048 | - |
| 平成23年 5月末 | 3,510 | - | 0.6507 | - |
| 平成23年 6月末 | 3,526 | - | 0.6547 | - |
| 平成23年 7月末 | 3,432 | - | 0.6503 | - |
| 平成23年 8月末 | 2,730 | - | 0.5254 | - |
| 平成23年 9月末 | 2,205 | - | 0.4364 | - |
| 平成23年10月末 | 2,550 | - | 0.5084 | - |
| 平成23年11月末 | 2,395 | - | 0.4877 | - |
| 平成23年12月末 | 2,130 | - | 0.4428 | - |

(注) 純資産総額は、百万円未満切捨て。

【分配の推移】

| 計算期間 | 1口当たりの分配金(円) |
|-----------------------------------|--------------|
| 第 1期 (平成20年 6月16日～平成20年12月15日) | 0.0000 |
| 第 2期 (平成20年12月16日～平成21年 6月15日) | 0.0000 |
| 第 3期 (平成21年 6月16日～平成21年12月15日) | 0.0000 |
| 第 4期 (平成21年12月16日～平成22年 6月15日) | 0.0000 |
| 第 5期 (平成22年 6月16日～平成22年12月15日) | 0.0000 |
| 第 6期 (平成22年12月16日～平成23年 6月15日) | 0.0000 |
| 第 7期 (平成23年 6月16日～平成23年12月15日) | 0.0000 |

【収益率の推移】

| 計算期間 | 収益率(%) |
|-----------------------------------|--------|
| 第 1期 (平成20年 6月16日～平成20年12月15日) | 75.4 |
| 第 2期 (平成20年12月16日～平成21年 6月15日) | 77.4 |
| 第 3期 (平成21年 6月16日～平成21年12月15日) | 18.3 |
| 第 4期 (平成21年12月16日～平成22年 6月15日) | 5.1 |
| 第 5期 (平成22年 6月16日～平成22年12月15日) | 17.1 |
| 第 6期 (平成22年12月16日～平成23年 6月15日) | 5.3 |
| 第 7期 (平成23年 6月16日～平成23年12月15日) | 33.4 |

(注) 収益率は、小数第2位を四捨五入しております。

(参考情報)

基準日：2011年12月30日

基準価額・純資産の推移



※1 基準価額の推移は、信託報酬控除後の価額を表示しております。

※2 分配金込基準価額の推移は、分配金（税引前）を再投資したものと計算しております。

分配の推移

| 1万口当たり、税引前 | |
|------------|----|
| 2011年12月 | 0円 |
| 2011年6月 | 0円 |
| 2010年12月 | 0円 |
| 2010年6月 | 0円 |
| 2009年12月 | 0円 |
| 設定来累計 | 0円 |

主要な資産の状況

マザーファンドにおける組入上位10銘柄

| | 銘柄 | 業種 | 比率(%) |
|----|--------------|----------|-------|
| 1 | ガスプロム(ADR) | エネルギー | 9.1 |
| 2 | ルクオイル(ADR) | エネルギー | 8.6 |
| 3 | ノバテック(GDR) | エネルギー | 8.1 |
| 4 | ズベルバンク(ADR) | 金融 | 7.5 |
| 5 | マグニト(GDR) | 生活必需品 | 4.9 |
| 6 | タトネフチ(GDR) | エネルギー | 4.4 |
| 7 | ロスネフチ(GDR) | エネルギー | 4.3 |
| 8 | ロシア水力発電(ADR) | 公益事業 | 4.0 |
| 9 | ロステレコム | 電気通信サービス | 4.0 |
| 10 | トランスネフチ(優先株) | エネルギー | 3.8 |

マザーファンドにおける業種別構成比(上位5業種)

| 業種 | 比率(%) |
|----------|-------|
| エネルギー | 44.3 |
| 素材 | 13.8 |
| 金融 | 12.6 |
| 公益事業 | 10.5 |
| 電気通信サービス | 10.3 |

※ 比率はマザーファンドにおける組入比率です。

年間収益率の推移



※1 年間収益率の推移は、分配金（税引前）を再投資したものと計算しております。

※2 2008年は設定日（6月16日）から年末までの騰落率を表示しております。

※3 当ファンドにベンチマークはありません。

(注1) 上記は過去の実績であり、将来の運用成果等を保証もしくは示唆するものではありません。

(注2) 最新の運用実績は、委託会社のホームページで開示されております。

(4)【設定及び解約の実績】

下記期間中の設定及び解約の実績は次の通りです。

| 計算期間 | 設定数量(口) | 解約数量(口) |
|-------------------------------------|---------------|---------------|
| 第 1期 (平成20年 6月16日 ~ 平成20年12月15日) | 7,228,155,503 | 1,167,586,368 |
| 第 2期 (平成20年12月16日 ~ 平成21年 6月15日) | 1,458,282,635 | 291,675,298 |
| 第 3期 (平成21年 6月16日 ~ 平成21年12月15日) | 1,879,246,431 | 1,577,823,795 |
| 第 4期 (平成21年12月16日 ~ 平成22年 6月15日) | 1,349,119,188 | 1,489,639,328 |
| 第 5期 (平成22年 6月16日 ~ 平成22年12月15日) | 251,961,392 | 1,474,555,674 |
| 第 6期 (平成22年12月16日 ~ 平成23年 6月15日) | 970,714,663 | 1,698,701,634 |
| 第 7期 (平成23年 6月16日 ~ 平成23年12月15日) | 219,323,532 | 816,581,631 |

(注) 設定数量には、当初設定数量を含みます。

第2【管理及び運営】

3【資産管理等の概要】

(4)【計算期間】

<訂正前>

（前略）

上記にかかわらず、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

<訂正後>

（前略）

上記にかかわらず、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は上記「(3) 信託期間」に規定する信託期間の終了日とします。

第3【ファンドの経理状況】

本項を以下の記載内容に更新・訂正します。

<更新・訂正後>

1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
2. 当ファンドの計算期間は6ヶ月であるため、財務諸表は6ヶ月毎に作成しております。
3. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第7期計算期間（平成23年6月16日から平成23年12月15日まで）の財務諸表について、あらた監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

DWS ロシア株式ファンド

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

| | 第6期計算期間 (平成23年6月15日現在) | 第7期計算期間 (平成23年12月15日現在) |
|-----------------|---------------------------|----------------------------|
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| コール・ローン | - | 1,130,881 |
| 親投資信託受益証券 | 3,631,547,580 | 2,171,414,379 |
| 未収入金 | 41,182,347 | 27,424,067 |
| 未収利息 | - | 2 |
| 流動資産合計 | 3,672,729,927 | 2,199,969,329 |
| 資産合計 | 3,672,729,927 | 2,199,969,329 |
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 未払解約金 | 1,586,123 | 17,099,386 |
| 未払受託者報酬 | 1,603,714 | 1,156,524 |
| 未払委託者報酬 | 36,083,396 | 26,021,674 |
| その他未払費用 | 1,909,114 | 1,376,750 |
| 流動負債合計 | 41,182,347 | 45,654,334 |
| 負債合計 | 41,182,347 | 45,654,334 |
| 純資産の部 | | |
| 元本等 | | |
| 元本 | 5,437,497,715 | 4,840,239,616 |
| 剰余金 | | |
| 期末剰余金又は期末欠損金() | 1,805,950,135 | 2,685,924,621 |
| (分配準備積立金) | 69,458,008 | 60,613,027 |
| 元本等合計 | 3,631,547,580 | 2,154,314,995 |
| 純資産合計 | 3,631,547,580 | 2,154,314,995 |
| 負債純資産合計 | 3,672,729,927 | 2,199,969,329 |

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

| | 第6期計算期間 (自 平成22年12月16日 至 平成23年 6月15日) | 第7期計算期間 (自 平成23年 6月16日 至 平成23年12月15日) |
|---|---|---|
| 営業収益 | | |
| 受取利息 | 1,009 | 156 |
| 有価証券売買等損益 | 263,257,996 | 1,129,064,772 |
| 営業収益合計 | 263,259,005 | 1,129,064,616 |
| 営業費用 | | |
| 受託者報酬 | 1,603,714 | 1,156,524 |
| 委託者報酬 | 36,083,396 | 26,021,674 |
| その他費用 | 1,909,114 | 1,376,750 |
| 営業費用合計 | 39,596,224 | 28,554,948 |
| 営業利益又は営業損失() | 223,662,781 | 1,157,619,564 |
| 経常利益又は経常損失() | 223,662,781 | 1,157,619,564 |
| 当期純利益又は当期純損失() | 223,662,781 | 1,157,619,564 |
| 一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額() | 86,354,198 | 111,426,538 |
| 期首剰余金又は期首欠損金() | 2,253,695,962 | 1,805,950,135 |
| 剰余金増加額又は欠損金減少額 | 616,872,798 | 274,748,768 |
| 当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額 | 616,872,798 | 274,748,768 |
| 剰余金減少額又は欠損金増加額 | 306,435,554 | 108,530,228 |
| 当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額 | 306,435,554 | 108,530,228 |
| 分配金 | - | - |
| 期末剰余金又は期末欠損金() | 1,805,950,135 | 2,685,924,621 |

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

有価証券の評価基準及び評価方法

親投資信託受益証券

移動平均法に基づき、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。

(追加情報)

当計算期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用しております。

(貸借対照表に関する注記)

| 項目 | 第6期計算期間 (平成23年6月15日現在) | 第7期計算期間 (平成23年12月15日現在) |
|--|---------------------------|----------------------------|
| 1. 計算期間末日における受益権の総数 | 5,437,497,715口 | 4,840,239,616口 |
| 2. 元本の欠損 貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回る場合におけるその差額 | 1,805,950,135円 | 2,685,924,621円 |
| 3. 計算期間末日における1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額) | 0.6679円 (6,679円) | 0.4451円 (4,451円) |

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

1. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額

純資産総額に対して年率0.3%以内の額

2. 分配金の計算方法

| 項目 | 第6期計算期間 (自平成22年12月16日 至平成23年6月15日) | 第7期計算期間 (自平成23年6月16日 至平成23年12月15日) |
|----------------|--|--|
| | 金額(円) | 金額(円) |
| 費用控除後の配当等収益 | 34,649,550 | - |
| 収益調整金 | 16,374,487 | 17,356,584 |
| 分配準備積立金 | 34,808,458 | 60,613,027 |
| 分配対象収益 | 85,832,495 | 77,969,611 |
| (1万口当たり分配対象収益) | (157) | (161) |
| 分配金額 | - | - |
| (1万口当たり分配金額) | (-) | (-) |

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

1. 金融商品に対する取組方針

当ファンドは証券投資信託として、有価証券、デリバティブ取引等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。

2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

当ファンド及び主要投資対象である親投資信託が保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、金銭債権及び金銭債務であり、その詳細は貸借対照表、注記表及び附属明細表に記載しております。当該金融商品には、性質に応じてそれぞれ市場リスク(価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク等)、流動性リスク、信用リスク等があります。

3. 金融商品に係るリスク管理体制

委託会社では2つの検証機能を有しています。1つは運用評価会議で、ここではパフォーマンス分析及び定量的リスク分析が行われます。もう1つはインベストメント・コントロール・コミッティーで、ここでは運用部、業務部、コンプライアンス統括部から市場リスク、流動性リスク、信用リスク、運用ガイドライン・法令等遵守状況など様々なリスク管理状況が報告され、検証が行われます。このコミッティーで議論された内容は、

取締役会から一部権限を委譲されたエグゼクティブ・コミッティーに報告され、委託会社として必要な対策を指示する体制がとられています。運用部ではこうしたリスク管理の結果も考慮し、次の投資戦略を決定し、日々の運用業務を行っております。

金融商品の時価等に関する事項

1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額

貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。

2. 時価の算定方法

(1) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品

有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。

(2) 売買目的有価証券

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。

3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

計算期間の損益に含まれた評価差額(円)

| 種類 | 第6期計算期間 (平成23年6月15日現在) | 第7期計算期間 (平成23年12月15日現在) |
|-----------|---------------------------|----------------------------|
| 親投資信託受益証券 | 202,983,365 | 1,024,820,020 |
| 合計 | 202,983,365 | 1,024,820,020 |

(デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

| 項目 | 第6期計算期間 (平成23年6月15日現在) | 第7期計算期間 (平成23年12月15日現在) |
|-----------|---------------------------|----------------------------|
| | 金額(円) | 金額(円) |
| 元本の推移 | | |
| 期首元本額 | 6,165,484,686 | 5,437,497,715 |
| 期中追加設定元本額 | 970,714,663 | 219,323,532 |
| 期中一部解約元本額 | 1,698,701,634 | 816,581,631 |

(4) 【附属明細表】

有価証券明細表

(ア) 株式

該当事項はありません。

(イ) 株式以外の有価証券

| 種類 | 銘柄 | 口数 | 評価額(円) | 備考 |
|-----------|------------------|---------------|---------------|----|
| 親投資信託受益証券 | DWS ロシア株式マザーファンド | 4,560,836,756 | 2,171,414,379 | |
| 合計 | | 4,560,836,756 | 2,171,414,379 | |

信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
該当事項はありません。

(参考情報)

当ファンドは「DWS ロシア株式マザーファンド」の受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券です。

なお、当ファンドの計算期間末日における同親投資信託の状況は次の通りです。

「DWS ロシア株式マザーファンド」の状況

以下に記載した状況は監査の対象外となっております。

(1) 貸借対照表

| 区分 | (平成23年6月15日現在) | (平成23年12月15日現在) |
|-------------|----------------|-----------------|
| | 金額(円) | 金額(円) |
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| 預金 | 208,734,066 | 28,935,183 |
| コール・ローン | 41,608,547 | 9,036,905 |
| 株式 | 3,426,814,085 | 2,133,027,987 |
| 派生商品評価勘定 | 92,769 | 4,934 |
| 未収入金 | 39,890,962 | 49,561,706 |
| 未収配当金 | 32,415,440 | 2,875,604 |
| 未収利息 | 79 | 17 |
| 流動資産合計 | 3,749,555,948 | 2,223,442,336 |
| 資産合計 | 3,749,555,948 | 2,223,442,336 |
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 派生商品評価勘定 | 111,849 | 257,100 |
| 未払金 | 76,681,258 | 24,470,018 |
| 未払解約金 | 41,182,347 | 27,424,067 |
| 流動負債合計 | 117,975,454 | 52,151,185 |
| 負債合計 | 117,975,454 | 52,151,185 |
| 純資産の部 | | |
| 元本等 | | |
| 元本 | 5,151,862,081 | 4,560,836,756 |
| 剰余金 | | |
| 剰余金又は欠損金() | 1,520,281,587 | 2,389,545,605 |
| 元本等合計 | 3,631,580,494 | 2,171,291,151 |
| 純資産合計 | 3,631,580,494 | 2,171,291,151 |
| 負債純資産合計 | 3,749,555,948 | 2,223,442,336 |

(2)注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1.有価証券の評価基準及び評価方法

株式につきましては移動平均法に基づき、以下の通り原則として時価で評価しております。

(1)金融商品取引所等に上場されている有価証券

金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として、金融商品取引所等における計算期間末日の最終相場(外貨建証券等の場合は計算期間末日において知りうる直近の最終相場)で評価しております。

計算期間の末日に当該金融商品取引所等の最終相場がない場合には、当該金融商品取引所等における直近の日の最終相場で評価しておりますが、直近の日の最終相場によることが適当でない認められた場合は、当該金融商品取引所等における計算期間末日又は直近の日の気配相場で評価しております。

(2)金融商品取引所等に上場されていない有価証券

当該有価証券については、日本証券業協会の公社債店頭売買参考統計値、金融機関の提示する価額(ただし、売気配相場は使用しない)又は価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。

(3)時価が入手できなかった有価証券

適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認められた価額もしくは受託会社と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認められた価額で評価しております。

2.デリバティブの評価基準及び評価方法

為替予約の評価は、個別法に基づき、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物相場の仲値によって計算しております。ただし、為替予約のうち対顧客先物相場が発表されていない通貨については、対顧客相場の仲値によって計算しております。

3.その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

外貨建取引等の処理基準

「投資信託財産の計算に関する規則」第60条及び第61条に基づいております。

(追加情報)

当計算期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用しております。

(貸借対照表に関する注記)

| 項目 | (平成23年6月15日現在) | (平成23年12月15日現在) |
|---|---------------------|---------------------|
| 1.受益権の総数 | 5,151,862,081口 | 4,560,836,756口 |
| 2.元本の欠損 貸借対照表上の純資産額が元本 総額を下回る場合におけるその 差額 | 1,520,281,587円 | 2,389,545,605円 |
| 3.1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額) | 0.7049円 (7,049円) | 0.4761円 (4,761円) |

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

1.金融商品に対する取組方針

当親投資信託は証券投資信託として、有価証券、デリバティブ取引等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。

2.金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

当親投資信託が保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、金銭債権及び金銭債務であり、その詳細は貸借対照表、注記表及び附属明細表に記載しております。当該金融商品には、性質に応じてそれぞれ市場リスク(価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク等)、流動性リスク、信用リスク等があります。

当親投資信託が行うデリバティブ取引については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを回避し、安定的な利益の確保を図る目的で利用しております。

3. 金融商品に係るリスク管理体制

委託会社では2つの検証機能を有しています。1つは運用評価会議で、ここではパフォーマンス分析及び定量的リスク分析が行われます。もう1つはインベストメント・コントロール・コミッティーで、ここでは運用部、業務部、コンプライアンス統括部から市場リスク、流動性リスク、信用リスク、委託先リスク、運用ガイドライン・法令等遵守状況など様々なリスク管理状況が報告され、検証が行われます。このコミッティーで議論された内容は、取締役会から一部権限を委譲されたエグゼクティブ・コミッティーに報告され、委託会社として必要な対策を指示する体制がとられています。運用部ではこうしたリスク管理の結果も考慮し、次の投資戦略を決定し、日々の運用委託先管理業務を行っております。

金融商品の時価等に関する事項

1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額

貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。

2. 時価の算定方法

(1) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品

有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。

(2) 売買目的有価証券

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。

(3) デリバティブ取引

(デリバティブ取引に関する注記)に記載しております。

3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等はあくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

計算期間の損益に含まれた評価差額(円)

| 種類 | (平成23年6月15日現在) | | (平成23年12月15日現在) | |
|----|----------------|-------------|-----------------|-------------|
| | 株数 | 時価(円) | 株数 | 時価(円) |
| 株式 | | 682,894,082 | | 647,311,662 |
| 合計 | | 682,894,082 | | 647,311,662 |

(注)「計算期間」とは当親投資信託の計算期間の期首日から本書における開示対象ファンドの計算期間末日までの期間を指しております。

(デリバティブ取引に関する注記)

取引の時価等に関する事項

(通貨関連)

| 区分 | 種類 | (平成23年6月15日現在) | | | |
|-----------|------------------------|----------------|----------|------------|---------|
| | | 契約額等(円) | うち1年超(円) | | 評価損益(円) |
| | | | 時価(円) | 時価(円) | |
| 市場取引以外の取引 | 為替予約取引 買建 アメリカドル | 20,108,417 | - | 20,201,186 | 92,769 |
| | 売建 アメリカドル | 31,039,174 | - | 31,151,023 | 111,849 |
| | 合計 | 51,147,591 | - | 51,352,209 | 19,080 |

| 区分 | 種類 | (平成23年12月15日現在) | | | |
|----|----|-----------------|----------|-------|---------|
| | | 契約額等(円) | うち1年超(円) | | 評価損益(円) |
| | | | 時価(円) | 時価(円) | |
| | | | | | |

| | | | | | |
|-----------|--------------|------------|---|------------|---------|
| 市場取引以外の取引 | 為替予約取引 買建 | | | | |
| | アメリカドル | 6,164,880 | - | 6,166,244 | 1,364 |
| | 売建 | | | | |
| | アメリカドル | 57,022,087 | - | 57,279,187 | 257,100 |
| | イギリスポンド | 6,164,880 | - | 6,161,310 | 3,570 |
| | 合計 | 69,351,847 | - | 69,606,741 | 252,166 |

(注1)時価の算定方法

- 本書における開示対象ファンドの計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のよう
に評価しております。
同計算期間末日において為替予約の受渡日(以下「当該日」という。)の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合
は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。
同計算期間末日において当該日の対顧客先物相場が発表されていない場合は、以下の方法によっております。
・同計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該
日に最も近い前後2つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
・同計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている
対顧客先物相場の仲値を用いております。
- 同計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、同計算期間末日の対顧客相場の仲値で評
価しております。

(注2)デリバティブ取引にヘッジ会計は適用されておりません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

| 項目 | (平成23年6月15日現在) | (平成23年12月15日現在) |
|---------------|----------------|-----------------|
| | 金額(円) | 金額(円) |
| 1. 元本の推移 | | |
| 期首元本額 | 5,959,906,124 | 5,151,862,081 |
| 期中追加設定元本額 | 393,117,300 | 59,866,289 |
| 期中一部解約元本額 | 1,201,161,343 | 650,891,614 |
| 期末元本額 | 5,151,862,081 | 4,560,836,756 |
| 2. 元本の内訳 | | |
| DWS ロシア株式ファンド | 5,151,862,081 | 4,560,836,756 |

(3)附属明細表

有価証券明細表

(ア)株式

| 通貨 | 銘柄 | 株数 | 評価額 | | 備考 |
|--------|-----------------------------|---------|----------|--------------|----|
| | | | 単価 | 金額 | |
| アメリカドル | LUKOIL-SPON ADR | 46,000 | 49.75 | 2,288,500.00 | |
| | NOVATEK OAO-SPONS GDR REG S | 18,000 | 122.50 | 2,205,000.00 | |
| | OAO GAZPROM SPON ADR | 250,000 | 10.19 | 2,547,500.00 | |
| | OAO ROSNEFT OIL CO-GDR | 200,000 | 6.26 | 1,252,000.00 | |
| | SURGUTNEFTEGAS-PFD-CLS | 550,000 | 0.50 | 278,789.50 | |
| | SURGUTNEFTEGAZ-SP ADR | 105,000 | 7.95 | 834,750.00 | |
| | SURGUTNEFTEGAZ-SP ADR PREF | 100,000 | 5.05 | 505,000.00 | |
| | TATNEFT-SPONSORED REGS GDR | 42,000 | 28.32 | 1,189,440.00 | |
| | TMK-GDR REG S | 10,000 | 9.80 | 98,000.00 | |
| | TRANSNEFT-PFD-CLS | 700 | 1,622.85 | 1,135,998.49 | |
| | MECHEL OAO-ADR | 40,000 | 9.00 | 360,000.00 | |
| | MECHEL-PREF SPON ADR | 50,000 | 3.84 | 192,000.00 | |
| | MMC NORILSK NICKEL JSC-ADR | 50,000 | 15.38 | 769,000.00 | |
| | MMC NORILSK NICKEL-\$ | 1,781 | 158.50 | 282,288.50 | |
| | NOVOLIPET STEEL-GDR REG S | 20,000 | 19.43 | 388,600.00 | |
| | SEVERSTAL-GDR REG S | 85,343 | 11.70 | 998,513.10 | |
| | URALKALI-SPON GDR | 20,000 | 32.10 | 642,000.00 | |
| | MAGNIT OJSC-SPON GDR REGS | 65,000 | 19.66 | 1,277,900.00 | |
| | SBERBANK-PFD-CLS | 125,000 | 2.25 | 281,250.00 | |
| | SBERBANK-SPONSORED ADR | 210,000 | 10.15 | 2,131,500.00 | |
| | VTB BANK OJSC-GDR-REG S | 240,000 | 3.70 | 889,200.00 | |
| | LSR GROUP OJSC-GDR REGS | 75,000 | 3.20 | 240,000.00 | |
| | MOBILE TELESYSTEMS-SP ADR | 65,000 | 14.44 | 938,600.00 | |
| | ROSTELECOM | 224,452 | 4.57 | 1,025,745.64 | |
| | ROSTELECOM-PFD \$US | 70,000 | 3.19 | 223,575.80 | |

| | | | | | |
|---------|------------------------------|-------------|-------|-----------------|--|
| | SISTEMA JSFC-REG S SPONS GDR | 45,000 | 16.72 | 752,400.00 | |
| | E.ON RUSSIA JSC | 4,331,905 | 0.06 | 298,901.44 | |
| | FEDERAL GRID CO UNIFIED-CLS | 80,000,000 | 0.01 | 826,400.00 | |
| | IDGC HOLDING JSC | 3,477,011 | 0.08 | 279,899.38 | |
| | INTER RAO UES-CLS | 400,000,000 | 0.001 | 464,000.00 | |
| | RUSHYDRO-SP ADR REG S | 360,000 | 3.35 | 1,208,880.00 | |
| 小計 | | | | 26,805,631.85 | |
| イギリスボンド | | | | (2,093,519,847) | |
| | EVRAZ PLC | 50,000 | 3.54 | 177,375.00 | |
| | POLYMETAL INTERNATIONAL PLC | 15,000 | 9.97 | 149,625.00 | |
| 小計 | | | | 327,000.00 | |
| | | | | (39,508,140) | |
| 合計 | | | | 2,133,027,987 | |
| | | | | (2,133,027,987) | |

(注)1. 通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額であります。

2. 小計・合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係わるもので、内書であります。

3. 外貨建有価証券の内訳

| 通貨 | 銘柄数 | 組入株式 時価比率 | 合計金額に 対する比率 |
|---------|---------|--------------|----------------|
| アメリカドル | 株式 31銘柄 | 96.4% | 98.1% |
| イギリスボンド | 株式 2銘柄 | 1.8% | 1.9% |

(イ)株式以外の有価証券

該当事項はありません。

信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

(2)注記表(デリバティブ取引に関する注記) 取引の時価等に関する事項で記載しております。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

「DWS ロシア株式ファンド」

(平成23年12月30日現在)

| | |
|-----------------|----------------|
| 資産総額 | 2,138,233,347円 |
| 負債総額 | 7,959,136円 |
| 純資産総額(-) | 2,130,274,211円 |
| 発行済数量 | 4,810,707,173口 |
| 1単位当たり純資産額(/) | 0.4428円 |

(参考情報)

「DWS ロシア株式マザーファンド」

(平成23年12月30日現在)

| | |
|-----------------|----------------|
| 資産総額 | 2,138,078,249円 |
| 負債総額 | - |
| 純資産総額(-) | 2,138,078,249円 |
| 発行済数量 | 4,510,089,321口 |
| 1単位当たり純資産額(/) | 0.4741円 |

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

<訂正前>

(1) 資本金等

資本金の額

3,078百万円（平成23年7月末現在）

発行する株式の総数

200,000株（平成23年7月末現在）

発行済株式総数

61,560株（平成23年7月末現在）

最近5年間における資本金の額の増減

平成18年12月20日 資本金を金1,998百万円から金2,328百万円へ増額

平成21年5月29日 資本金を金2,328百万円から金3,078百万円へ増額

（以下略）

<訂正後>

(1) 資本金等

資本金の額

3,078百万円（平成24年1月末現在）

発行する株式の総数

200,000株（平成24年1月末現在）

発行済株式総数

61,560株（平成24年1月末現在）

最近5年間における資本金の額の増減

平成21年5月29日 資本金を金2,328百万円から金3,078百万円へ増額

（以下略）

2【事業の内容及び営業の概況】

本項を以下の記載内容に更新・訂正します。

<更新・訂正後>

投信法に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに金融商品取引法に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また金融商品取引法に定める投資助言業務を行っています。

平成24年1月末現在、委託会社の運用するファンドは94本、純資産総額は517,058百万円です（ただし、親投資信託を除きます。）。

ファンドの種類別の本数及び純資産総額は下記の通りです。

| 種類 | | | 本数 | 純資産総額 |
|----|-----|--------|-----|------------|
| 公募 | 単位型 | 株式投資信託 | 1本 | 13,488百万円 |
| | 追加型 | 株式投資信託 | 73本 | 443,398百万円 |
| 私募 | 追加型 | 株式投資信託 | 20本 | 60,172百万円 |
| 合計 | | | 94本 | 517,058百万円 |

3【委託会社等の経理状況】

本項の末尾に以下の内容を追加します。

< 追加 >

1. 中間財務諸表の作成方法について

当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。)第38条及び第57条の規定に基づき、同規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月6日内閣府令第52号)に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当中間会計期間(平成23年4月1日から平成23年9月30日まで)の中間財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により中間監査を受けております。

中間財務諸表

(1)中間貸借対照表

(単位：千円)

| | | 当中間会計期間末 (平成23年9月30日) |
|--------------|---|--------------------------|
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| 預金 | | 4,162,964 |
| 前払費用 | | 5,805 |
| 未収委託者報酬 | | 1,022,261 |
| 未収運用受託報酬 | | 94,269 |
| 未収投資助言報酬 | | 104,798 |
| 未収収益 | | 980,594 |
| 立替金 | | 27,659 |
| その他流動資産 | | 4,879 |
| 流動資産計 | | 6,403,233 |
| 固定資産 | | |
| 無形固定資産 | 1 | 22,455 |
| 投資その他の資産 | | 25,691 |
| 固定資産計 | | 48,147 |
| 資産合計 | | 6,451,380 |
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 預り金 | 2 | 79,458 |
| 未払金 | | |
| 未払手数料 | | 517,612 |
| その他未払金 | | 1,962 |
| 未払費用 | | 1,104,829 |
| 未払法人税等 | | 15,699 |
| 賞与引当金 | | 224,304 |
| 為替予約 | | 25,200 |
| 流動負債計 | | 1,969,066 |
| 固定負債 | | |
| 退職給付引当金 | | 773,922 |
| 長期未払費用 | | 170,061 |
| 固定負債計 | | 943,984 |
| 負債合計 | | 2,913,051 |
| 純資産の部 | | |
| 株主資本 | | |
| 資本金 | | 3,078,000 |
| 資本剰余金 | | |
| 資本準備金 | | 1,830,000 |
| 資本剰余金計 | | 1,830,000 |
| 利益剰余金 | | |
| その他利益剰余金 | | |
| 繰越利益剰余金 | | 1,369,320 |
| 利益剰余金計 | | 1,369,320 |
| 株主資本計 | | 3,538,679 |
| 評価・換算差額等 | | |
| その他有価証券評価差額金 | | 350 |
| 評価・換算差額等合計 | | 350 |
| 純資産合計 | | 3,538,329 |
| 負債・純資産合計 | | 6,451,380 |

(2) 中間損益計算書

(単位：千円)

| | 当中間会計期間 | |
|--------------|---------------|-----------|
| | (自 平成23年4月1日 | |
| | 至 平成23年9月30日) | |
| 営業収益 | | |
| 委託者報酬 | | 3,566,345 |
| 運用受託報酬 | | 120,707 |
| 投資助言報酬 | | 69,698 |
| その他営業収益 | | 1,286,431 |
| 営業収益計 | | 5,043,183 |
| 営業費用 | | |
| 支払手数料 | | 1,869,415 |
| その他営業費用 | | 547,447 |
| 営業費用計 | | 2,416,862 |
| 一般管理費 | 1 | 1,524,428 |
| 営業利益 | | 1,101,892 |
| 営業外費用 | 2 | 22,277 |
| 経常利益 | | 1,079,615 |
| 税引前中間純利益 | | 1,079,615 |
| 法人税、住民税及び事業税 | | 2,905 |
| 法人税等合計 | | 2,905 |
| 中間純利益 | | 1,076,710 |

(3) 中間株主資本等変動計算書

(単位：千円)

| | 当中間会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日) |
|---------------------------|--|
| 株主資本 | |
| 資本金 | |
| 当期首残高 | 3,078,000 |
| 当中間期変動額 | - |
| 当中間期変動額合計 | - |
| 当中間期末残高 | 3,078,000 |
| 資本剰余金 | |
| 資本準備金 | |
| 当期首残高 | 1,830,000 |
| 当中間期変動額 | - |
| 当中間期変動額合計 | - |
| 当中間期末残高 | 1,830,000 |
| 利益剰余金 | |
| その他利益剰余金 | |
| 繰越利益剰余金 | |
| 当期首残高 | 2,446,030 |
| 当中間期変動額 | |
| 中間純利益 | 1,076,710 |
| 当中間期変動額合計 | 1,076,710 |
| 当中間期末残高 | 1,369,320 |
| 株主資本合計 | |
| 当期首残高 | 2,461,969 |
| 当中間期変動額 | |
| 中間純利益 | 1,076,710 |
| 当中間期変動額合計 | 1,076,710 |
| 当中間期末残高 | 3,538,679 |
| 評価・換算差額等 | |
| その他有価証券評価差額金 | |
| 当期首残高 | 126 |
| 当中間期変動額 | |
| 株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額） | 476 |
| 当中間期変動額合計 | 476 |
| 当中間期末残高 | 350 |
| 評価・換算差額等合計 | |
| 当期首残高 | 126 |
| 当中間期変動額 | |
| 株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額） | 476 |
| 当中間期変動額合計 | 476 |
| 当中間期末残高 | 350 |
| 純資産合計 | |
| 当期首残高 | 2,462,096 |
| 当中間期変動額 | |
| 中間純利益 | 1,076,710 |
| 株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額） | 476 |
| 当中間期変動額合計 | 1,076,233 |

当中間期末残高

3,538,329

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

| | |
|----------------------------|--|
| | 当中間会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日) |
| 1. 有価証券の評価基準及び評価方法 | 時価法を採用しております。 |
| 2. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 | 時価法を採用しております。 |
| 3. 固定資産の減価償却の方法 | 無形固定資産 定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。 |
| 4. 引当金の計上基準 | (1) 貸倒引当金 一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。但し、当中間会計期間の計上額はありません。 (2) 賞与引当金 支給見込額の当中間会計期間負担額を計上しております。 (3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。数理計算上の差異は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5年)による定額法により按分した額を翌年から費用処理することとしております。 また、役員の退職時に支出が予測される役員退職慰労金支払に備えるため、内規に基づく中間会計期間末要支給額を退職給付引当金に含めて計上しております。 |
| 5. 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準 | 外貨建の金銭債権債務は、中間決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。 |
| 6. リース取引の処理方法 | リース取引開始日が平成20年3月31日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。 |
| 7. その他中間財務諸表のための基本となる重要な事項 | 消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。 |

追加情報

当中間会計期間（自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日）

当中間会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用しております。

注記事項

(中間貸借対照表関係)

| |
|---|
| 当中間会計期間末 (平成23年9月30日) |
| 1 無形固定資産の減価償却累計額は次の通りであります。 ソフトウェア 66,199千円 |
| 2 消費税等の取扱い 仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺の上、流動負債の「預り金」として表示しております。 |

(中間損益計算書関係)

| 当中間会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日) | |
|--|----------|
| 1 減価償却実施額 無形固定資産 | 5,196千円 |
| 2 営業外費用の主要項目 為替差損 | 16,555千円 |

(中間株主資本等変動計算書関係)

当中間会計期間(自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)

発行済株式に関する事項

| 株式の種類 | 当事業年度期首 | 増加 | 減少 | 当中間会計期間末 |
|---------|---------|----|----|----------|
| 普通株式(株) | 61,560 | - | - | 61,560 |

(リース取引関係)

| 当中間会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日) | | | |
|---|-----------|-----------|-------------|
| ファイナンス・リース取引(借主側) | | | |
| リース取引に関する会計基準適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引 | | | |
| 1. リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末残高相当額 | | | |
| | 器具備品 | 建物附属設備 | 合計 |
| 取得価額相当額 | 394,308千円 | 614,523千円 | 1,008,831千円 |
| 減価償却累計額相当額 | 326,170千円 | 348,442千円 | 674,612千円 |
| 中間期末残高相当額 | 68,137千円 | 266,080千円 | 334,218千円 |
| 2. 未経過リース料中間期末残高相当額 | | | |
| 1年以内 | | 74,390千円 | |
| 1年超 | | 229,612千円 | |
| 合計 | | 304,003千円 | |
| 3. 支払リース料、減価償却費相当額、支払利息相当額 | | | |
| 支払リース料 | | 39,122千円 | |
| 減価償却費相当額 | | 24,226千円 | |
| 支払利息相当額 | | 2,149千円 | |
| 4. 減価償却費相当額及び利息相当額の算定方法 | | | |
| (1) 減価償却費相当額の算定方法 | | | |
| リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 | | | |
| (2) 利息相当額の算定方法 | | | |
| リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。 | | | |

(金融商品関係)

当中間会計期間末（平成23年9月30日）

金融商品の時価等に関する事項

平成23年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、以下のとおりであります。

(単位:千円)

| | 中間貸借対照表 計上額 | 時価 | 差額 |
|----------------------------------|----------------|-----------|----|
| (1)預金 | 4,162,964 | 4,162,964 | - |
| (2)未収委託者報酬 | 1,022,261 | 1,022,261 | - |
| (3)未収運用受託報酬 | 94,269 | 94,269 | - |
| (4)未収投資助言報酬 | 104,798 | 104,798 | - |
| (5)未収収益 | 980,594 | 980,594 | - |
| (6)投資有価証券 その他の有価証券 | 16,659 | 16,659 | - |
| 資産計 | 6,381,548 | 6,381,548 | - |
| (1)未払手数料 | 517,612 | 517,612 | - |
| (2)未払費用 | 1,104,829 | 1,104,829 | - |
| (3)長期未払費用 | 170,061 | 170,061 | - |
| 負債計 | 1,792,503 | 1,792,503 | - |
| デリバティブ取引(*1) ヘッジ会計が適用されていないもの | (25,200) | (25,200) | - |
| デリバティブ取引計 | (25,200) | (25,200) | - |

(*1)デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

(1)預金、(2)未収委託者報酬、(3)未収運用受託報酬、(4)未収投資助言報酬及び(5)未収収益
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(6)投資有価証券

投資有価証券はその他有価証券に区分されており、時価については、解約価額によっております。
また、有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記を参照下さい。

負債

(1)未払手数料及び(2)未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3)長期未払費用

時価については、支払見込額に基づく現在価値によっております。

デリバティブ取引

「デリバティブ取引関係」注記を参照下さい。

(有価証券関係)

当中間会計期間末（平成23年9月30日）

その他有価証券

中間貸借対照表計上額、取得原価及びこれらの差額は以下のとおりです。

(単位:千円)

| | 種類 | 中間貸借対照表計上額 | 取得原価 | 差額 |
|------------------------|-----|------------|--------|-----|
| 中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの | その他 | 15,030 | 15,010 | 20 |
| 中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの | その他 | 1,629 | 2,000 | 370 |
| 合計 | | 16,659 | 17,010 | 350 |

(デリバティブ取引関係)

当中間会計期間末（平成23年9月30日）

ヘッジ会計が適用されていないもの

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物は通貨のみであり、中間貸借対照表日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。

通貨関連（時価の算定方法は、先物為替相場によっております。）

(単位:千円)

| 区分 | | 契約額等 | | 時価 | 評価損益 |
|-----------|--------------|-----------|-------|--------|--------|
| | | | うち1年超 | | |
| 市場取引以外の取引 | 為替予約取引 売建 | 773,236 | - | 3,763 | 3,763 |
| | 米ドル | | | | |
| | 買建 | | | | |
| | ユーロ | | | | |
| | シンガポールドル | 16,472 | - | 1,078 | 1,078 |
| 合計 | | 1,209,361 | - | 25,200 | 25,200 |

(セグメント情報等)

セグメント情報

当中間会計期間（自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日）

当社は資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報

当中間会計期間（自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

当社は有形固定資産を保有していないため、記載しておりません。

3. 主要な顧客ごとの情報

当社の主要な顧客は一般投資家であり、中間損益計算書の営業収益の10%以上を占める顧客が存在しないため記載を省略しております。

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

当中間会計期間(自平成23年4月1日至平成23年9月30日)

該当事項はありません。

報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

当中間会計期間(自平成23年4月1日至平成23年9月30日)

該当事項はありません。

報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

当中間会計期間(自平成23年4月1日至平成23年9月30日)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

| | 当中間会計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日) |
|------------------|--|
| 1株当たり中間純利益金額 | 17,490円42銭 |
| (算定上の基礎) | |
| 中間純利益金額(千円) | 1,076,710 |
| 普通株主に帰属しない金額(千円) | - |
| 普通株主に係る中間純利益(千円) | 1,076,710 |
| 普通株式の期中平均株式数(株) | 61,560 |

(注)潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在していないため記載しておりません。

| | 当中間会計期間末 (平成23年9月30日) |
|-----------|--------------------------|
| 1株当たり純資産額 | 57,477円73銭 |

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

本項を以下の記載内容に更新・訂正します。

<更新・訂正後>

受託会社

名称 株式会社りそな銀行
 資本金の額 279,928百万円（平成23年9月末現在）
 事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

<参考>再信託受託会社の概要

名称 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社
 資本金の額 51,000百万円（平成23年9月末現在）
 事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

関係業務の概要 受託会社より委託を受け、当ファンドの信託事務の一部（信託財産の管理等）を行います。

販売会社

| 名称 | 資本金の額 | 事業の内容 |
|--------------|------------------------------|--|
| エース証券株式会社 | 8,831百万円 （平成23年3月末現在） | 金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。 |
| 株式会社SBI証券 | 47,937百万円 （平成23年9月末現在） | |
| 百五証券株式会社 | 3,000百万円 （平成23年6月24日現在） | |
| 楽天証券株式会社 | 7,495百万円 （平成23年11月末現在） | |
| 株式会社三井住友銀行 | 1,770,996百万円 （平成23年9月末現在） | 銀行法に基づき銀行業を営んでいます。 |
| 株式会社群馬銀行 | 48,652百万円 （平成23年9月末現在） | |
| 株式会社関西アーバン銀行 | 47,039百万円 （平成23年9月末現在） | |
| 株式会社千葉銀行 | 145,069百万円 （平成23年9月末現在） | |
| 中央三井信託銀行株式会社 | 399,697百万円 （平成23年9月末現在） | 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。 |

投資顧問会社

名称 DWSインベストメントGmbH
 資本金の額 11,500万ユーロ（約116億円）（平成23年3月末現在）

事業の内容 有価証券等に係る投資顧問業務及びその業務に付帯関連する一切の業務を営んで
います。

(注)ユーロの円換算は、便宜上、平成24年1月末現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲
値(1ユーロ=100.49円)によります。

独立監査人の監査報告書

平成24年1月11日

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社

取締役会御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 鶴田 光夫
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているDWSロシア株式ファンドの平成23年6月16日から平成23年12月15日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、DWSロシア株式ファンドの平成23年12月15日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- () 1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

平成23年12月12日

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 野島浩一郎
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているドイチェ・アセット・マネジメント株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第28期事業年度の中間会計期間（平成23年4月1日から平成23年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社の平成23年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（平成23年4月1日から平成23年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

() 上記は、当社が、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

